

宇部市短期集中予防サービス（通所型C）試行実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、宇部市短期集中予防サービス（通所型C）試行実施要綱（以下「実施要綱」という。）内の短期集中予防型（通所型サービスC）事業（以下「短期集中予防サービス」という。）の試行実施するサービス（以下「試行サービス」という。）の実施内容について必要な事項を定めるものとする。

（訪問調査及びアセスメントの実施内容）

第2条 実施要綱第10条に定める訪問調査及びアセスメントは、次の各号に定めるものすべてを行うものとする。

- （1） 日常生活に支障がある生活行為及び生活環境等の要因の聞き取り
- （2） 疾患の特徴を踏まえた生活行為及び生活環境等の改善の見通し
- （3） 利用者本人の有する能力を最大限に引き出すための目標設定及び改善方法等

2 リハビリテーション専門職（以下、リハ職）は、前項の実施に際し、本人及び家族へ十分にその内容を説明するとともに、地域包括支援センター職員（以下「包括職員」という。）へ必要なアドバイスを行うものとする。

3 同条第1項の実施回数及び時間については、利用者1名につき1回60分程度とする。

4 同条第1項の実施にあたっては、包括職員は訪問予定日の7日前までに、市へ訪問調査の日程調整の連絡をするものとし、市は派遣するリハ職を調整する。

5 同条第1項の実施後、派遣されたリハ職は、地域包括支援センター及び市に同行訪問状況報告書（様式第1号）を提出する。

（訪問調査の報酬）

第3条 リハ職が訪問調査を行った場合の報酬は、別表1のとおりとする。

（訪問調査報酬の請求）

第4条 リハ職は、訪問調査を行った翌月10日までに請求書（様式第2号）を市長へ提出すること。

（訪問調査報酬の支払）

第5条 市長は、前条の請求を受けた日から30日以内に訪問調査報酬を支払うものとする。

（判定会議の構成員）

第6条 実施要綱第5条に定める判定会議の構成員は、包括職員、リハ職及び市とする。その他、必要に応じて専門的知識を有する職種が会議に参加することができる。

（試行サービスの利用者の決定）

第7条 実施要綱第5条に定める判定会議で利用が必要と判定された利用者は、宇部市短

期集中予防試行サービス利用申請書（様式第 3 号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し利用者を決定する。決定後は宇部市短期集中予防試行サービス利用決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（試行サービスのプログラム内容）

第 8 条 実施要綱第 6 条で規定するプログラムの実施内容は別表 2 のとおりとする。

（試行サービスの提供時間）

第 9 条 実施要綱第 6 条に定める試行サービスの 1 回の提供時間は 2 時間程度以内とする。

（試行サービスの実績報告）

第 10 条 試行サービス事業所の管理者は、試行サービス終了後に実績報告書（様式第 6 号）を提出すること。

（試行サービスの委託料）

第 11 条 試行サービスに係る委託料は、別表 3 で定める額とする。

（試行サービスの委託料の請求）

第 12 条 試行サービス事業所の管理者は、サービス提供を行った月の翌月 10 日までに請求書（様式第 7 号）を提出すること。

（試行サービスの委託料の支払）

第 13 条 市長は、前条の請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

（試行サービスの実施状況の把握）

第 14 条 試行サービス事業所の管理者は、少なくとも 1 月に 1 回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、地域包括支援センターに報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、試行サービスの実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うこと。

- 2 試行サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、地域包括支援センターに報告すること。

- 3 試行サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うこと。

（試行サービスの提供に当たっての留意点）

第 15 条 試行サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- （1）試行サービス事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、試行サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的

かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

- (2) 試行サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮すること。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか事業の実施内容に関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則 この要領は、令和 6 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

訪問調査の報酬	
1 回 (60 分以内)	7,000 円

別表 2 (第 8 条関係)

項目	内容
社会参加プログラム	社会参加につながるような地域での情報を収集し提示する。また、利用者が実際に参加するために必要な他者交流能力等の参加に必要な能力を高める。
IADL プログラム	具体的な生活上の課題及び日常生活関連動作が行えるよう、実際の場面を想定し模擬的な動作を行う。また現地で動作を行うことも可能とする。
介護予防教育プログラム	セルフマネジメント能力を高めるために、動機づけ面談を実施し、試行サービスの利用終了後も、自宅で心身機能の改善等が維持・継続できるよう、次のイからハに掲げるの実現に向けて取り組まなければならない。 イ) セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にすること ロ) アセスメントで突きとめた生活の不安の原因を解消すること ハ) プログラム終了後の地域資源への移行を支援すること
口腔機能向上プログラム	市で示したチェックシート及び指導マニュアルを活用し、次のイからハに掲げる内容に取り組まなければならない。なお、当該プログラムは少なくとも 1 回以上提供するものとする。

	イ) 利用者の口腔に関する課題を明らかにし、口腔機能を維持・向上させることの必要性の理解を得る。 ロ) 日常的な口腔清掃の意義と必要性の理解を得て、動機付け及び習慣付けを行う。 ハ) 日常生活の場で継続できるトレーニングの指導により、摂食・嚥下機能の向上を目指す。
栄養改善プログラム	次のイ及びロに掲げる内容を取り組まなければならない。 なお、当該プログラムは少なくとも2回以上提供するものとする。 イ) 利用者の栄養に関する課題を明らかにし、食事内容の提案による低栄養状態の改善を目指す。 ロ) 利用者や利用者家族に対し、栄養指導によって日常生活における「食べること」の自立を目指す。
訪問プログラム	自宅や実際の活動の場に訪問し、利用者の生活課題を実際の場面で評価及び指導を行う。動作指導、道具の工夫で解決できる点があれば提案を行う。
体力測定	試行サービスの事業検証を行う為の指標として、市で示したチェックリストに沿って、試行サービスの初日と終了日に行う。

別表 3（第 11 条関係）

試行サービスの委託料
利用者 1 人あたり 1 回につき 6, 500 円